

## 面ノ木風力発電所風車本体撤去業務委託仕様書

この仕様書は、面ノ木風力発電所風車本体撤去業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

面ノ木風力発電所の風車本体の撤去

### 2 業務内容

#### (1) 業務内容

ア 面ノ木風力発電所の風車本体の撤去作業計画の作成

イ 上記撤去作業の実施

(2) 場所：愛知県豊田市稻武町井山 1 - 9

(3) 発注者：豊田市

(4) 期間：委託期間の開始の日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(5) 風車諸元

面ノ木風力発電所（3基） ※下記数値は1基あたり		
主項目	メーカー	ENERCON 社製
	型式	E-40
	定格出力	600kW
	全高	約 68m
	タワー高	約 45m
ローター	ブレード枚数	3 枚
	ブレードサイズ	長 20,800mm
	ブレード材質	ファイバーグラス（強化工ポキシ樹脂）
	ブレード重量	約 4 t
	ハブ高	約 46m
ナセル	寸法	長 7,400mm、幅 4,400mm
	重量	約 40 t
タワー	形状	モノポール
	重量	約 42 t

※建設当初の設計資料等から数値を転記。実測値との差異があることを留意。

※各種図面については、別冊資料を参照。

### 3 安全管理及び法令遵守

- (1) 作業にあたっては労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、風力発電に関するガイドライン等関連法規を遵守し、実施すること。当該撤去作業は特定建設作業に該当するため、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例を順守すること。
- (2) 作業日及び作業時間は原則として、日曜日その他休日を除く日とし、8時から18時までとする。必要に応じて騒音、粉塵対策を実施すること。
- (3) 作業にあたっては、作業責任者（作業員との兼務可）を設けなければならない。また、作業責任者は常に作業現場に勤務し、作業員の指導及び監視を行うものとすること。
- (4) 作業車両出入口には適宜誘導員を配置し、周辺交通等への影響を最小限とすること。
- (5) 安全管理計画については設計確認時に市に提出する作業計画書に記載すること。

### 4 作業内容の詳細

風車本体の分解、撤去を行う。風車本体とは、面ノ木風力発電所に設置された、ENERCON 社製の風車（定格出力 600kW）3基及び変電設備のうちコンクリート製基礎部分より上部をいう。コンクリート製基礎、埋設管等は本作業の対象とはせず、埋設線はコンクリート製基礎部分の地盤面で切断し、末端部に絶縁処理を施す。資源として再利用可能な建設資材は再資源化を行う。

### 5 造成工事及び原状回復

工事の実施にあたって、進入路や作業空間の確保の為、必要に応じて整地作業を行うこと。また、撤去作業終了後は、表層の土壌は造成前の地形に準ずる状態に復旧すること。但し、工事計画書提出時に市が復旧を不要と認める場合はこの限りではない。

### 6 成果物の提出について

- (1) 各工程において、次のとおり、成果物を作成の上、書面により市に提出すること。

ア 契約後	：委託業務届出書、工程表
イ 設計確認時	：施工業務着手届、作業計画書、施工図面、事業費内訳書 現場代理人通知書、工事下請負届、使用機材一覧表 建設廃棄物処分計画書、再生資源利用（促進）計画書 防災マニュアル、緊急連絡簿
ウ 撤去作業中	：定期進捗報告
エ 撤去作業完了時	：完了届、解体証明書、工事写真、産業廃棄物処理証明書 再生資源物リサイクル化証明書等の再資源化が確認できる書類
- (2) 設計確認時の成果物を提出した後、市の承認を受け撤去作業に着手すること。

## 7 監督及び検査

本契約にあたり、市は豊田市契約規則第2条に定める監督員、検査員を任命し、監督、検査を行なうものとする。監督員、検査員に変更があった場合、市は書面にて通知する。

## 8 再委託の禁止

市から委託された主たる業務である撤去作業計画の作成、撤去作業の実施を第三者に委託してはならない。ただし、その他の補助的な業務、または、附隨的な業務、書類の作成等の軽微なものに該当する業務はこの限りではない。その場合は、市の書面による承諾を得ること。

## 9 委託料の支払いについて

業務完了後に一括で請求すること。市は受注者からの請求後、一括で支払うものとする。但し、委託料の一部を前金により支払う場合は、両者協議の上、支払いについて定めるものとする。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、適切に対応するものとする。